農地異動は、農業委員会で手続きを行うことが原則です。

農業委員会での手続きを行えない特段の事情（農地中間管理事業の手続中など）があり、農作業受託者が交付金を申請する場合は、本様式に準じた契約書を作成し、写しを提出してください。

**特定農作業受委託契約書**

　受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより、特定農作業受委託契約を締結する。

　この契約書は、２通作成して受託者及び委託者がそれぞれ１通を所持する。

令和 **６** 年 **３** 月 **１** 日

|  |  |
| --- | --- |
| 委託者 | |
| 住　所 | **鶴岡市○○○○○○** |
| 氏　名 | **鶴　岡　二　郎** |
| 電　話 | **○○－○○○○** |
|  | |
| 受託者 | |
| 住　所 | **鶴岡市○○○○○○** |
| 氏　名 | **鶴　岡　一　郎** |
| 電　話 | **○○－○○○○** |

第１条　委託者は、受託者に対し、別紙農作業委託リストに提示する農用地について、「農作業を委託する農作物」欄に記載した農作物の農作業を委託し、受託者はこれを受託する。

第２条　委託者は、受託者に対し、前条に提示する農用地において生産、収穫された農産物の販売を委託し、受託者はこれを受託する。

第３条　受託者は、第２条により委託者が受託者に販売を委託した農産物の販売収入のうち、委託者に別紙単価表に定める一定額を支払うものとする。

第４条　本契約の有効期間は、令和 **６** 年 **４** 月 **１** 日から、令和 **７** 年 **３** 月**３１**日までとする。

第５条　委託者と受託者の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要が生じた場合には、委託者、受託者協議のうえ変更することができるものとする。

（別紙）

農作業委託リスト

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 耕地番号 | 地名地番 | 作付面積（㎡） | 作物名 | （水稲のみ記載）  栽培方法・品種 |
| １ | *0010* | *馬場町　９－２５－（１）* | *2,980* | *枝豆* |  |
| ２ | *0020* | *馬場町　９－２５－（２）* | *2,970* | *水稲* | *慣行はえぬき* |

単価表

**水稲の場合は作型と品種について記入してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 作物名 | 単価（円/10a） |
| １ | *枝豆* | *○○○○* |
| ２ | *慣行　はえぬき* | *○○○○* |